

見える化通信

すべての雇用者に厚生年金の適用を



厚生年金の適用を拡大する法案が、現在会期中の通常国会に提出される予定です。短時間労働者への適用拡大を進めようとするものですが、新たに対象となる人は1,260万人のうち65万人と限定的な見直しにとどまっています。

電機連合 総合産業・社会政策部門

雇用されているのに国民年金

雇用されて働いているにも関わらず、被用者のための年金である厚生年金に加入できず国民年金第1号被保険者とならざるを得ない人がいます。国民年金第1号被保険者とは、本来は定年がなく高齢になっても自ら稼ぐことのできる自営業者等を対象としているものです。しかし、2017年度はそのうち40.3%が短時間労働者などの雇用者となっています（厚生労働省「平成29年度国民年金被保険者実態調査」）。1999年度の割合は26.4%であり、雇用の変化に伴い近年その比率が高まっています。

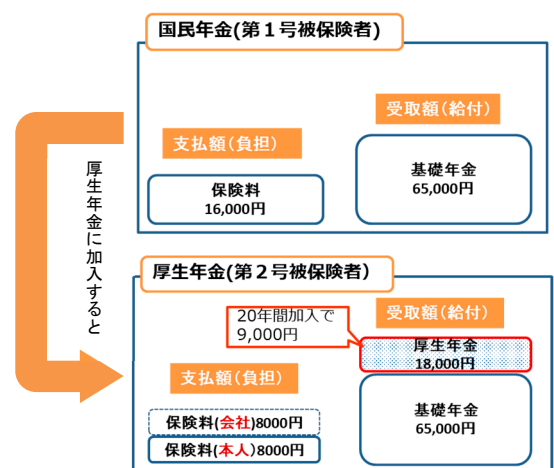
厚生年金加入のメリット

国民年金第1号被保険者のままだと、保険料として毎月約16,000円をすべて自分で納めなければなりません。65歳以降に受け取れる年金も老齢基礎年金のみになり、その額は1か月あたり65,000円です。しかし、厚生年金に加入できれば保険料を会社と折半で納めることになり、受け取る年金も厚生年金分が上乘せされます。例えば月例賃金88,000円の人の場合、毎月の保険料は約8,000円となり、厚生年金に40年間加入した場合、老齢厚生年金として1か月あたり18,000円が上乘せされます（図表1）。

また厚生年金に加入できれば健康保険による保障も受けることができます。病気や出産などで仕事を休まなければならぬときでも、健康保険から傷病手当金や出産手当金が支給されることになり、

様々なリスク等に備えることができます。

■図表1 月例賃金8.8万円の雇用者が40年加入した場合



厚生年金加入の要件

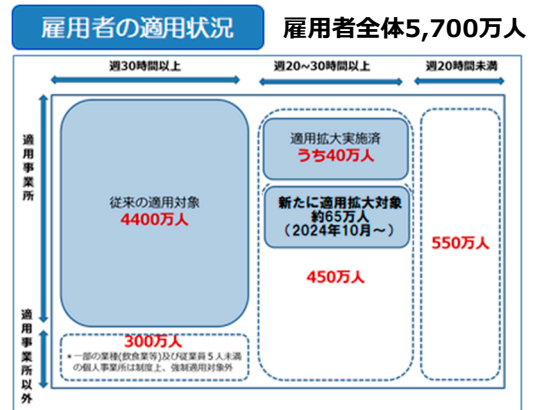
厚生年金は企業などにフルタイムで働く70歳未満の人に適用されますが、2016年10月から、次の5つの要件を満たした短時間労働者も加入できることとなりました。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること、
- ②賃金が月額8・8万円（年収106万円相当）以上であること、
- ③勤務期間が1年以上見込まれること、
- ④学生でないこと、
- ⑤従業員501人以上の企業※で働いていること、です。

日本全体では5,700万人の雇用者がいますが、短時間労働者などで厚生年金に加入していない人が約1,300万人いました。先の5つの要件を満たして厚生年金に加入した人はそのうち約40万人に過ぎません。1,260万人が厚生年金に加入できていないのです（図表2）。

※労働者の総数が500人以下でも適用が可能。

■図表2 厚生年金の適用状況



参照：厚生労働省 社会保障審議会年金部会資料

厚生年金の適用拡大に関する法案提出へ

政府は短時間労働者の適用拡大をさらに進めるための法案を第201回国会に提出する予定です。具体的には、先の5つの要件のうち③の勤務期間が2か月超となること、⑤の従業員数の要件を2024年10月から50人超とする内容です（中小企業への影響を考慮し、2022年10月から100人超と段階的に導入）。しかし、この要件によって新たに厚生年金の適用を受ける人は100人超のときで45万人、50人超のときでも65万人に過ぎません。企業規模や働き方の違いによって社会保険適用の有無が異なることは不合理です。保険料負担が増える企業側の反発も予想されますが、すべての働く人に厚生年金が適用されるよう、制度の見直しを着実に進めることが求められています。